

特別支援教育就学奨励費について

仙台市では、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下、奨励費）により、学用品費等の経費の一部を援助しております。

下記内容をご確認のうえ、お申し込みください。

1 対象

- ・仙台市立小・中学校の特別支援学級、または院内学級に在籍している児童生徒
- ・仙台市立小・中学校の通常学級に在籍しており、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいがある児童生徒

2 支給内容

世帯の所得に応じた支弁区分により、支給内容が異なります。

※お申込みされた方へは、「支弁区分決定通知書」により、支弁区分をお知らせいたします。

支弁区分	収入額（前年の世帯所得）／需要額（生活保護基準額）
I	1.5 未満
II	1.5 以上 2.5 未満
III	2.5 以上

〈支給費目および支給額（年額）〉

	支弁区分Ⅰ	支弁区分Ⅱ	支弁区分Ⅲ
新入学学用品費	小学校：28,530 円 中学校：31,500 円		—
学用品費等	小学校： 5,820 円 中学校：11,370 円		—
校外活動費（泊なし）	交通費・見学料の半額 （上限 小学校：800 円 中学校 1,155 円）		—
校外活動費（泊あり）	交通費・宿泊費・見学料の半額		—
修学旅行費			
学校給食費	実費の半額		—
体育実技用具費	実費の半額 （上限 小学校：スキー等 13,255 円 中学校：柔道 3,825 円・剣道 26,455 円・スキー等 19,015 円）		—
拡大教材費	ページ数（表紙除く）×1 ページ単価（42 円限度）の半額（上限 5,250 円）		—
通学費	実費相当額		左記の半額
交流学习交通費	実費		
職場実習交通費			

※生活保護の教育扶助、就学援助、児童福祉法による就学の措置費または療育の給付を受けている場合、重複する費目は支給対象外となります。

〈支給費目に関する留意点〉

- ・新入学学用品費：5月1日までに在籍となった場合のみ対象です。
- ・通学費：通勤途上の自家用車による送り迎えは、対象となりません。介護タクシー等を利用される場合は、学事課（214-8861）までお問い合わせください。
- ・就学援助制度対象者については、拡大教材費・通学費・職場実習交通費・交流学习交通費が対象です。
- ・院内学級に在籍している児童生徒は、新入学学用品費・学用品費等が対象です。

3 提出書類

（1）受給を希望する場合

下記のQRを読み取りお申し込みください。

申し込みには口座情報の入力が必要なため、**申請者名義の口座情報**がわかるものをお手元にご用意ください。

入力方法は「電子申請の手順」をご覧ください。



※申し込みの手順が分からない場合や、電子申請が難しい場合は学校へ連絡してください。

（2）受給を希望しない場合

辞退届を学校へ提出してください。

4 提出期限

令和7年10月3日（金）

※期限後に特別支援学級等に就学することになった場合等でも申し込みは可能です。

5 問合せ先

お子様が在籍している学校の事務担当者あて

（ ）学校 （☎ ）

★就学援助制度

特別支援教育就学奨励費とは異なる制度で、経済的理由などによりお困りの方のために、学用品費や給食費等を支援する、「就学援助制度」を設けています。制度の利用をご希望の場合は、学校までご相談ください。